

入札物件一覧表

(1) 清涼飲料水

【販売品目】

- ① : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・ビン・ペットボトル等密閉式の容器とすること（紙パックは除く）。
 - ② : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙コップの容器とすること。
 - ③ : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙パックの容器とすること。
 - ④ : アイスクリーム
- ※ 清涼飲料水については、当該寸法（幅・奥行）の中に回収BOXを設置すること。
 ※ 法令等の規定により許認可等を要する場合の販売は、当該許認可後とすること。
 ※ 自動販売機等の設置においては、コンセントひとつに対して、差込プラグをひとつとすること。

<1>京丹後市役所

物件 番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法		設置可能 台数	販売 品目	最低年額 使用料	消費税相当額 の加算	※参考 R6年度売上数		
				幅	奥行							
1-1	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	温泉館	京丹後市弥栄町木橋548番地	5.00	1.00	5	①又は③	60,000	円	あり	-	本
1-2				1.00	0.80	1	④	12,000	円	あり	-	本
2	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	駐車場	京丹後市弥栄町木橋548番地	2.00	1.00	2	①	24,000	円	なし	-	本
3	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	管理棟玄関	京丹後市弥栄町木橋548番地	1.00	1.00	1	①	12,000	円	あり	-	本